

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年10月9日)

【 件 名 】

- 1 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 鳥取県アルコール健康障がい対策検討委員会の設置について
(障がい福祉課)・・・2
- 3 全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園の準備状況について
(障がい福祉課)・・・5
- 4 お泊まりデイサービスガイドライン案について
(長寿社会課)・・・7
- 5 一般社団法人明友会の訴えの変更許可申立てについて
(長寿社会課)・・・16
- 6 あいサポート・アートとっとりフェスタ「クライマックスイベント」の開催等について
(全国障がい者芸術・文化祭課)・・・17
- 7 ペアレンタルコントロール啓発用リーフレットの作成について
(青少年・家庭課)・・・20
- 8 鳥取県地域医療対策協議会がん診療連携拠点病院推薦検討部会の開催概要について
(健康政策課)・・・21

福祉保健部



緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成26年10月9日

障がい福祉課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費
 (7月1日以降に追加実施を決定した事業) 26,843千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出 出人数	①月額給料	事業内容
			②雇用期間(予定)	
障がい者相談支援事業所サポート事業	26,843千円 (21,705千円)	15人	①相談支援専門員の場合：175千円 上記以外：142千円 ②H26年10月～H27年3月 ③相談支援専門員の場合：相談支援従事者初任者研修受講済の者 上記以外：特になし	県内の指定特定相談支援事業所等において地域の無業者を雇用し、当該被雇用者に対し障害福祉サービスを受けるために必要となるサービス等利用計画の作成業務に関する実務や講義等の研修を行うことにより、計画相談業務のスキル向上を含めた障がい福祉分野の人材の確保及び人材育成を行う。
合計	26,843千円 (21,705千円)	15人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

鳥取県アルコール健康障がい対策検討委員会の設置について

平成26年10月9日

障がい福祉課

今年6月1日に「アルコール健康障害対策基本法（以下、「法」という。）」が施行され、不適切な飲酒による心身への影響が「アルコール健康障害」と法的に位置付けられました。

県は全国の自治体で初めてアルコール健康障害の対策に関する予算を確保し、その取組を進めています。

この度、学識経験者や医療関係者、酒類事業者等で組織する委員会を立上げ、第1回目の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

この他にも、アルコール健康障害の普及啓発を行なうフォーラムを開催するなど、法の理念に添った取組を行います。

1 鳥取県アルコール健康障がい対策検討委員会

(1) 設置目的

県が進めるアルコール健康障がい対策の取組に関する事項を審議し、県のアルコール健康障がい対策をより実効性のあるものにする

(2) 構成

ア 委員13名

団体名	職名	氏名	備考
鳥取大学医学部医学科環境予防医学分野	教授	尾崎 米厚	
医療福祉センター渡辺病院	診療部長	山下 陽三	委員長
公益社団法人鳥取県医師会	尾崎病院理事長	尾崎 舞	
鳥取県病院協会	米子病院長	加藤 明孝	
鳥取県老人福祉施設協議会	主任専門員	坪内 文代	
鳥取県民生児童委員協議会	理事	中曾 登志子	
特定非営利活動法人鳥取県断酒会	理事長	杉原 雄嗣	
	参与	潮 昭弘	
鳥取県酒造組合	理事	大谷 修子	
鳥取県小売酒販組合連合会	専務理事	荻野 正博	
鳥取県飲食生活衛生同業組合	副理事長	山本 香奈江	
鳥取保護観察所	保護観察官	近藤 由美	
鳥取刑務所	法務教官	近藤 雄介	

イ オブザーバー

青少年・家庭課、医療政策課、健康政策課、くらしの安心推進課、
 東部福祉保健事務所障がい者支援課、中部福祉保健局障がい者支援課、
 西部福祉保健局障がい者支援課、精神保健福祉センター、教育委員会体育保健課、
 県警生活安全企画課、消防防災課

(3) 調査・審議する事項

ア 県内のアルコール健康障害の現状と課題について問題の洗い出し

イ 県のアルコール健康障がい対策推進計画の検討、策定

ウ 県が行なった事業の検証、方針の修正

(4) 検討スケジュール（予定）

期日	会議等種別	内容
10月2日(木)	第1回委員会	・目的、スケジュール、進め方等の確認 ・現状と課題について意見交換
2月(予定)	第2回委員会	・県アルコール健康障がい対策指針計画にかかる議論(来年度以降は、新たに条例設置する附属機関に引継ぎ)
6月(〃)	第1回対策会議	
9月(〃)	第2回対策会議	

2 第1回会議

- (1) 日時 平成26年10月2日(木) 14:00~16:00
- (2) 場所 第34会議室(県庁第2庁舎4階)
- (3) 出席者 委員13名、オブザーバー10名、事務局4名 計27名
- (4) 主な意見等

【現状と課題】

- ・アルコールは、たばこは比較できないくらい社会的問題の裾野は広く、アルコールがたくさんの病気や健康問題に関係がある。
- ・胃炎や十二指腸炎などの疾患で外来通院している患者の背景にアルコール問題がある。
- ・ある中小企業の検診結果によると、 γ -GTPの数値で中程度以上の異常者は2割程度もいる。このことは国全体でも言えること。
- ・飲酒量が多い程、喫煙率も高くなり、飲酒量の多い喫煙者ほど死亡率は上がるなど、飲酒と喫煙は深く関係している。また、問題飲酒者と飲酒運転頻度は強い相関関係があり、飲酒運転への認識も甘い。
- ・アルコール依存症者やアルコール依存が疑われる人でも、何らかの理由で医療機関を受診したり健康診断を受けている。健康診断やかかりつけ医を拠点にして問題を抱えた受診者に関わりをもつことが必要。
- ・中高生の全国調査では、飲酒率は男女とも減少傾向にあるものの、飲酒経験率は女性が男性より高い。現在飲酒率(1か月以内に飲酒した率)も2012年で男女逆転した。未成年に限らず、若い女性の飲酒率は増加傾向。
- ・全国のアルコール依存症者は推計で109万人。県に当てはめると、県内にはアルコール依存症者は推計で4800人いることになる。うち、64人が精神科入院患者。多くの依存症者が医療に繋がっていないと思われる。
- ・タバコの箱のように、お酒のラベルにも健康への悪影響を表記してはどうか。
- ・対面販売を徹底する体制を。コンビニや自動販売機など手軽にアルコールが買える環境の改善が必要。
- ・子ども向けのPR活動を積極的に行う必要がある。また、親が未成年の子どもに酒を勧めることもある。親への啓発も必要。
- ・教育現場での問題意識が薄いのではないか。薬物とかタバコの教育に比較すると、アルコールの教育は十分ではなく、指導が行き届いていないのでは。もう少し、積極的な取組みを。
- ・女性の飲酒は増加。女性がなぜアルコールに走るのか検証し、子育て施策にも繋げてはどうか。
- ・飲み放題、女性客歓迎など飲酒業界のターゲットははっきりしているので、対策が必要。
- ・アルコール依存症は、アルコールを抜くことが出来ない病気。しかし、救急医療の現場では、酒を抜いてから来いと言われてしまい、医療を受けられない現状がある。
- ・アルコール依存症は、まず解毒。解毒できる精神科病院に繋げる体制の構築を図る必要がある。
- ・アルコール依存症者に個人の医師で対応しようとするからできなくなる。医療全体で取り組むことが重要。

入場無料

県民カレッジ
連携講座

手話通訳有り

要約筆記有り

託児有り 要予約

アルコール健康障害 を考えるフォーラム

～あなたの飲み方、大丈夫？～

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されました。アルコール健康障害とは、「不適切な飲酒」の影響による心身の健康障害のことをいいます。

「不適切な飲酒」には、アルコール依存症や生活習慣病などに至るような過剰な習慣飲酒、酩酊に至る飲酒、暴飲、飲んではいけない条件下での飲酒(未成年・妊産婦・車の運転等)などが含まれます。

楽しい側面もある飲酒ですが、様々な問題を引き起こす場合があることについて一緒に考えてみませんか。

平成26年

日時

10月12日(日)

13:00～17:10(予定)

場所

県民ふれあい会館

(県立生涯学習センター)

ホール(鳥取市扇町21番地)

13:00～ 基調講演・質疑応答

いの ありう
講師 猪野 亞朗氏

14:05～ アルコール依存症
当事者・家族体験談

15:10～ 映画上映

バリアフリー映画

「酔いがさめたら、うちに帰ろう。」

監督:東陽一 原作:鴨志田 穰

出演:浅野忠信 永作博美

アルコール依存症をのり越えた戦場カメラマン

鴨志田 穰と、別れた妻・西原理恵子。

家族の絆がつかむぎだす“大きな愛の物語”

※日本語字幕、音声ガイドあり

※音声ガイドを利用される方は、受信用にFMラジオ
とイヤホンをご持参ください。

17:10～ 終了予定

※ご来場にはできるだけ公共交通機関をご利用ください。※お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

お問合せ先・託児申込先

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

電話0857-26-7862 FAX0857-26-8136

E-mail shougai-fukushi@pref.tottori.jp

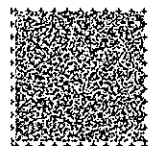
託児のご案内

要予約・無料

予約締切日

10月9日(木)17:00まで

※定員あり お早めにお申し込みください。



▲目の不自由な方
のための音声コード

全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園の準備状況について

平成26年10月9日
障がい福祉課

- 1 日時 平成26年11月23日(日・祝) 10:30~16:30
- 2 会場 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
- 3 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- 4 プログラム
 - (1) 出場チーム演技(20チーム。手話を使ったダンス、歌唱、演劇など。)
司会:早瀬憲太郎さん(NHK「みんなの手話」レギュラー)
今井絵理子さん(SPEEDメンバー。2011年NHK「みんなの手話」司会。)
 - (2) ゲスト演技
アメリカの手話劇団 The National Theatre of the Deaf (NTD)
(ナショナルシアター・オブ・ザ・デフ)
 - (3) 審査発表、表彰、総評
- 5 参加チーム募集
 - (1) 5月13日(火)募集開始 ~9月30日(火)募集締切
 - (2) 申込みチーム:41チーム(次ページのとおり)
 - (3) 10月18日(土)予選審査(審査員によるビデオ審査により20チームを選出)
- 6 観覧者募集
 - (1) 10月1日(水)募集開始 ~10月24日(金)募集締切(往復はがきにより応募)
 - (2) 10月下旬、抽選により観覧者(200名予定)を決定。
- 7 ホール以外での視聴(大会当日)
 - (1) より多くの方にご覧いただけるよう、ステージの様子をインターネットでライブ配信する。
 - (2) 5階にサテライト会場(120席)を開設し、ステージの様子をスクリーン上映する。
- 8 同時開催
 - (1) 1階の喫茶室「なじみ亭」で手話カフェを開催する。
 - (2) 1階ロビーで、鳥取聾学校写真部の作品のパネル展示を行う。

<参考>

前日11月22日(土)に、手話言語条例制定1周年記念シンポジウム、及び、手話パフォーマンス甲子園交流会を開催します。

鳥取県手話言語条例制定1周年記念シンポジウム

- 1 日時 平成26年11月22日(土) 13:00~16:00
- 2 会場 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
- 3 主催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- 4 内容
 - (1) 第1部
 - ①基調講演
・講師:早瀬憲太郎さん(NHK「みんなの手話」レギュラー)
 - ②シンポジウム:手話言語条例先進自治体における事例報告、意見交換
・コーディネーター:大杉 豊 筑波技術大学准教授
・パネリスト:北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市、
全日本ろうあ連盟、鳥取県
 - (2) 第2部 鳥取県手話言語条例成果発表
 - ①遠隔手話通訳モデル事業の成果発表、デモンストレーション
 - ②八頭町立隼小学校児童による手話教育成果発表
 - ③鳥取聾学校ひまわり分校生徒のスピーチ

④鳥取県聴覚障害者協会の発表

⑤鳥取第三幼稚園園児による手話を使った合唱

全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園交流会

- 1 日時 平成26年11月22日(土) 18:00~20:00
- 2 会場 ホテルニューオータニ鳥取(鳥取市今町2-153)(予定)
- 3 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会、鳥取県
- 4 参加者 全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園出場チーム、鳥取県手話言語条例制定1周年記念シンポジウム参加者等 約180名
- 5 内容 交流、ステージイベント

全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園 応募チーム一覧表

応募総数 21都道府県から41校41チーム

※複数校による合同チームや1校から複数チームの応募があります。

■北海道・東北ブロック 2チーム

都道府県	応募チーム	備考
北海道	石狩翔陽高等学校	特別枠
北海道	新得高等学校	特別枠

■関東ブロック 9チーム

都道府県	応募チーム	備考
埼玉県	大川学園高等学校	
埼玉県	浦和実業学園高等学校	
東京都	大泉桜高等学校	
東京都	足立東高等学校	
東京都	頌栄女子学院高等学校	
東京都	潤徳女子高等学校	
東京都	クラーク記念国際高等学校 東京キャンパス	
東京都	豊南高等学校	
神奈川県	川崎高等学校	

■中部ブロック 4チーム

都道府県	応募チーム	備考
石川県	田鶴浜高等学校	特別枠
福井県	啓新高等学校	
山梨県	身延山高等学校	
愛知県	名古屋壘学校	

■近畿ブロック 5チーム

都道府県	応募チーム	備考
三重県	三重高等学校、相可高等学校、 松阪工業高等学校	特別枠 合同チーム
滋賀県	八幡高等学校	
京都府	京都府立壘学校	
大阪府	松原高等学校	
奈良県	奈良県立ろう学校	

■中四国ブロック 11チーム

都道府県	応募チーム	備考
鳥取県	鳥取湖陵高等学校	
鳥取県	岩美高等学校	
鳥取県	境港総合技術高等学校	
鳥取県	鳥取県立壘学校	
鳥取県	鳥取城北高等学校A	複数チーム 応募
鳥取県	鳥取城北高等学校B	
鳥取県	倉吉北高等学校	
岡山県	倉敷中央高等学校	
徳島県	鳴門高等学校	
徳島県	徳島視覚支援学校、 徳島聴覚支援学校	合同チーム
高知県	嶺北高等学校	

■九州ブロック 10チーム

都道府県	応募チーム	備考
福岡県	小倉南高等学校	
福岡県	三井高等学校	
福岡県	大和青藍高等学校	
佐賀県	嬉野高等学校	特別枠
大分県	大分東明高等学校	
沖縄県	沖縄水産高等学校	
沖縄県	真和志高等学校	
沖縄県	陽明高等学校A	複数チーム 応募
沖縄県	陽明高等学校B	
沖縄県	陽明高等学校C	

お泊まりデイサービスガイドライン案について

平成26年10月9日
長寿社会課

お泊まりデイサービスガイドライン案に関し、以下の点を修正し、今後速やかに施行する。

- 1 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備に関し、その具体的な対策例をわかりやすくする観点から、「自動通報装置」を新たに追加する。
- 2 第4の20(2)に関し、報告を求める内容を明確にするため、別紙として具体的な項目を明示する。
また、公表の目的を、利用者である高齢者が適切な事業所を選択することができるよう、報告を受けた項目のうち安心安全の確保に繋がる項目等に関し情報提供する趣旨であることに変更する。

新	旧
<p>第3の2(2)②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ア 消火器、非常案内灯、<u>自動通報装置</u>の設置などの安全対策を行うこと。</p> <p>第4の20報告と公表(情報提供) (1) 宿泊サービス事業者は、<u>別紙に定める人員・設備・運営に関する基準等の実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに、別途知事が定める様式により、鳥取県に報告すること。</u></p> <p>(2) 鳥取県は、<u>(1)の報告のうち、利用者の安心安全を確保する観点から、別紙に定める項目について、ホームページを通じて公表(情報提供)を行う。</u></p> <p>附 則 1 この指針は、平成26年10月(可及的速やか)日に施行する</p>	<p>第3の2(2)②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ア 消火器、非常案内灯の設置などの安全対策を行うこと。</p> <p>第4の20定期報告と公表 (1) 宿泊サービス事業者は、<u>宿泊サービスの実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに鳥取県に報告すること。</u></p> <p>(2) 鳥取県は、<u>宿泊サービス事業者の報告に基づき、本指針の適合状況等の公表を行うものとする。</u></p> <p>附 則 1 この指針は、平成26年10月1日に施行する。</p>

(参考) 介護サービス情報の公表制度

- ・介護サービス事業所は、「介護サービス情報の公表」制度により、自己のサービス内容等を公表することとされている。(法第115条の35)
- このたびのガイドラインの公表(情報提供)も同趣旨のものである。

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）（案）

第1 総則

1 目的

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1) この基準において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

ア 当該指定通所介護事業者等の営業時間外に、当該指定通所介護事業者等の設備の一部を使用する場合

イ 次の区画を使用する場合

(ア) 当該指定通所介護事業者等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の他の福祉関係制度上の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ）

(イ) 当該指定通所介護事業者等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

(2) この基準において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

(3) この基準において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(4) この基準において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業者等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

3 基本方針

(1) 宿泊サービス事業所において、宿泊サービスを提供する場合に満たすべき人員、設備及び運営に関する取扱いについては、この基準で定めるところによる。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。

(3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を取得するとともに、旅館業法、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等を遵守すること。

4 宿泊サービスを提供する上での原則

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に一時的に宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。
- なお、利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。
- ① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。
- ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。
- ② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間の半数を超えないこと。
- ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の適切な運営、サービスの提供に支障が生じないよう事業を行うこと。

第2 人員に関する基準

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者(以下「宿泊サービス従業者」という。)の員数及び資格は、次のとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。)を常時、利用者9名に対し1名以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。
- なお、日中のデイサービスの時間帯を含めて、1名以上が看護職員であること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者又は介護職員初任者研修課程を修了した者であることが望ましいこと。
- なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。
- (3) (1)の規定に関わらず夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。
- (4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めること。

第3 設備に関する基準

1 利用定員

宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の40%以内とすること。

2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 原則、個室とする。なお、個室提供が困難な場合は、パーティション等により、プライバシーが確保できる状態とすること。

イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。

ウ 宿泊室は原則建物の1階部分に設置するものとする。

エ 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者(男女)が同室で宿泊することがないように配慮すること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

ア 消火器、非常案内灯、自動通報装置の設置などの安全対策を行うこと。

イ 消防法、建築基準法等の関連法令を遵守し、スプリンクラー若しくは簡易型スプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの取扱方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の計画と明確に区分されていること。

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、事前に、宿泊する従業者以外の従業者においても支援体制を確保しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への緊急連絡体制を整えること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払いを受ける場合は、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計を明確に区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

13 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報や地域住民等との連携体制の確立などを盛り込んだ夜間避難計画及びそれに基づく夜間防災訓練計画を策定するとともに、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知すること。
また、夜間防災避難訓練計画に基づく訓練を年1回以上実施すること。
- (2) 防火及び火災対策の徹底を期するため、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めよう努めること。

14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 旅館業法に定める衛生措置等の基準を遵守すること。また、旅館業法に該当しない場合であっても、衛生措置等は旅館業法に定める基準に準じること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、小規模多機能型介護事業所等における事故発生時の取扱い（小規模多機能型介護事業所の指定権者である各市町村に問い合わせること。）に準じて、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に係る賠償すべき事故の発生に備え、必要な保険等に参加すること。

20 報告と公表(情報提供)

- (1) 宿泊サービス事業者は、別紙に定める人員・設備・運営に関する基準等の実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに、別途知事が定める様式により、鳥取県に報告すること。
- (2) 鳥取県は、(1)の報告のうち、利用者の安心安全を確保する観点から、別紙に定める項目について、ホームページを通じて公表(情報提供)を行う。

21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、妥当かつ適切に実施されているかどうかを確認するために行う県又は保険者の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次のアからオまでに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
 - ア 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - イ 3(4)に定める身体的拘束等の記録
 - ウ 4に定める宿泊サービス計画
 - エ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - オ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

付 則

- 1 この指針は、平成26年10月(可及的速やか)日に施行する。
- 2 第4の20に定める宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表は、平成27年4月1日から行う。

別紙【報告・公表項目一覧】

		ガイドライン記載項目	報告を受ける項目	公表する項目	
基 本 情 報	事業者	名称	○	○	
		代表者職氏名	○	○	
		所在地	○	○	
	事業所	名称	○	○	
		管理者職氏名	○		
		所在地	○	○	
		連絡先	○	○	
		営業日・休日	○	○	
		利用定員	○	○	
		事業所開始時期	○		
		介護保険事業所番号	○		
		宿泊サービス	営業日・休日	○	○
	利用定員		○	○	
	サービス開始時期		○	○	
	宿泊サービスに係るケアマネジャーとの連携		○		
	連泊宿泊日数の上限の定め		○		
	報告基準日時点の状況（連泊状況）		○		
	報告基準日前月中の利用者等の状況		○		
	宿泊料金		○	○	
	食事代（1食あたり）		○	○	
その他費用	○	○			
人員に関する基準	宿泊サービスに従事する職員の員数		○	○	
	夜勤職員数		○	○	
	看護師の配置状況		○	○	
	職員の有資格状況		○	○	
	責任者の職氏名及び兼務状況	責任者の職氏名兼務状況	○	○	
設備に関する基準	宿泊室	個室数（又は有無）	○	○	
		面積	○	○	
		プライバシー確保状況	○	○	
	消防設備等 <small>（消防法・建築基準法・旅館業法関係）</small>	自動火災報知設備の有無		○	○
		誘導灯の有無		○	○
		消防機関へ自動通報装置の有無		○	○
		消火器の有無		○	○
		スプリンクラー設備の有無		○	○
		建築基準法の遵守状況		○	○
		旅館業法の遵守状況		○	○
運営に関する基準	宿泊サービス記録の有無		○	○	
	宿泊サービスの運営規程の有無		○	○	
	宿泊サービスの重要事項説明書の交付の有無		○	○	
	宿泊サービス計画の作成（4日以上連泊の場合）		○	○	
	健康への配慮状況		○		
	緊急時への対応状況		○		
	非常災害対策状況（マニュアル）		○		
	事故発生時の対応状況（マニュアル、保険加入）		○	○	
	宿泊サービス実施中の苦情件数及び内容		○		
	その他		○	○	

一般社団法人明友会の訴えの変更許可申立てについて

平成26年10月9日
長寿社会課

現在県と係争中の一般社団法人明友会（理事長：村田孝明）は、平成26年7月30日付けで裁判の目的たる請求を「県に通所介護事業所の指定を求める」旨から、「県の指定処分の不作為による国家賠償法に基づく損害賠償請求に変更する」旨の許可申立てを鳥取地方裁判所（以下「鳥取地裁」という）に行っていた。

このたび鳥取地裁は、平成26年9月25日付け（平成26年10月2日受理）で、訴えの変更を認めない決定を行ったので報告する。

1 鳥取地裁の主文内容

指定居宅サービス事業等の指定処分の義務付け等請求事件の訴えを、相手側(鳥取県)を被告とする損害賠償請求の訴えに変更ことを許さない。

2 これまでの主な経緯

H23. 12. 2	中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は指定を保留。
H24. 10. 4	明友会が鳥取地裁に提訴（「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本）
H25. 1. 29	県は指定の拒否処分を決定。（明友会はこれに合わせ訴因を変更）
H25. 7. 30	鳥取地裁が県に、指定を仮に義務付ける命令を決定
H25. 8. 6	県は即時抗告を行うとともに、命令に基づき明友会の通所介護事業等を「仮に指定」
H25. 12. 20	広島高裁松江支部が、鳥取地裁の行った仮の義務付け命令の取り消しを決定
H25. 12. 27	明友会が最高裁に特別抗告を行うとともに、許可抗告を申立て
H26. 1. 22	県は「オアシス倉吉」に対し行っていた「仮の指定」を取消
H26. 4. 4	明友会及び村田實氏が、「オアシス倉吉」に関する建物及び土地をアクア株式会社に売却
H26. 6. 4	県はアクア株式会社の通所介護事業所「アクアサロン福守」を指定。
H26. 7. 30	明友会は、鳥取地裁に取消訴訟の目的請求を損害賠償請求に変更する訴因変更を申立て
H26. 9. 26	鳥取地裁が、明友会の訴えの変更申し立てを認めない決定

あいサポート・アートとっとりフェスタ「クライマックスイベント」の開催等について

平成26年10月9日
全国障がい者芸術・文化祭課

1 クライマックスイベントの開催

11月1日(土)から11月3日(月・祝)まで、あいサポート・アートとっとりフェスタのフィナーレを飾る「クライマックスイベント」を開催します。

1 日 時 平成26年11月1日(土)～11月3日(月・祝)
10時00分から17時30分まで(最終日は16時35分まで)

2 場 所 とりぎん文化会館

3 内 容

(1) 11月1日(土)

会場	内 容		出演者等
梨花ホール	オープニングステージ	荒神神楽	日野高校、県立米子養護学校
		400人の合同合唱	特別支援学校
		ミニコンサート	川嶋あい
	ヴァイオリンコンサート	川島成道	
小ホール	糸賀一雄顕彰イベント	糸賀一雄研究発表	國本真吾(鳥取短期大学准教授)
		糸賀一雄てい談	北岡賢剛(社福「グロー」理事長) 八渡和仁(県知的障害者福祉協会会長) 渡部昭男(神戸大学大学院教授)
フリースペース	パフォーマンスステージ		全国公募12個人・団体
	海外友好交流地域ステージ		中国吉林省、モンゴル中央県
	書道パフォーマンス		鳥取東高校書道部

(2) 11月2日(日)

会場	内 容		出演者等
梨花ホール	じゆう劇場による演劇「三人姉妹」		公募に寄り集まった障がいのある人とない人で創りあげた劇団
	日韓手話演劇		日本と韓国の間こえる人と聞こえない人で創りあげた劇団
	ピアノリサイタル		館野泉
小ホール	パフォーマンスステージ		全国公募11個人・団体
	応援団ステージ	車いすダンス コンサート	ジェネシスオブエンターテイメント 花*花
フリースペース	パフォーマンスステージ		全国公募4団体
	海外友好交流地域ステージ		ロシア沿海地方

(3) 11月3日(月・祝)

会場	内容		出演者等
梨花 ホール	基調講演	テーマ:「差別と配慮」	中島隆信(慶應義塾大学教授)
	フィナーレ ステージ	ミニライブ	Paix 2(ペペ)
		サイレントパフォーマンス	が〜まるちょば
		ダンスステージ	ハンドサイン
		グランドフィナーレ	出演者、参加者全員
小ホール	書道パフォーマンス	金澤翔子	
	人形劇	デフ・パペットシアターひとみ	
フリー スペース	スイーツ甲子園鳥取県予選&は〜と ふる物産展	障がい福祉サービス事業所	

(4) 共通イベント

会場	内容	説明
第1会議室	バリアフリー映画	視覚や聴覚に障がいのある人たちのために副音声や日本語字幕をつけた映画を上映
第2会議室	体験コーナー	気軽にアートを体験できるコーナーを設置(落書き、リズム体操、ダンス、因州和紙アート、音楽など)
第4会議室	スポーツレクリエーション	ハンドアーチェリー、ボッチャ他誰でも楽しめるスポーツコーナーを設置
第5会議室	スヌーズレン体験	音と光で癒やされる空間を設置
フリースペース、屋外	グルメカフェ、飲食コーナー	おいしいスイーツやお菓子、弁当などを販売
ギャラリー	段ボールアートプロジェクト作品展示	もう中学生が県内各地を回って集めた500点の段ボール作品を使って作った巨大オブジェを展示
	あいサポートメッセージ展示	県民や著名人など「あいサポート運動」に共感していただいた皆さんに書いてもらった色紙を展示
会場内	スタンプラリー	会場に置かれた7つのスタンプを集めるスタンプラリーを実施

4 障がい者等への配慮

- ・車いす席、情報保障席を確保するとともに、障がい者、高齢者、妊婦など配慮を必要とする者へのハートフル入場口を設け、優先的に入場していただく。
- ・手話通訳、要約筆記、音声ガイドを実施する。
- ・会場に来ることができない重度の障がい者等のために、当日、インターネットによる生中継を行う。
- ・重症心身障がい児・者には、お越しになってから帰られるまで、一人に一人の専属ボランティアが同行し必要な配慮を行う。
- ・救護室には、普段から重症心身障がい児・者への対応を行っている看護師を配置し、適切な対応を行う。
- ・主要駅から会場までのシャトルバス(低床バス)を運行する。

2 「そこにある美術－アール・ブリュット－展」の開催

10月9日(木)から10月19日(日)まで中部地区、10月25日(土)から11月3日(月・祝)まで東部地区で「そこにある美術－アール・ブリュット－展」を開催します。

1 会期・会場

区分	会期	会場	来場者数
第1会場 西部巡回展	9月6日(土)～9月28日(日) 10:00～18:00	米子市美術館	4,556人
第2会場 中部巡回展	10月9日(木)～10月19日(日) 9:00～17:00	倉吉博物館	—
第3会場 東部巡回展	10月25日(土)～11月3日(月・祝) 9:00～17:00	鳥取県立博物館	—

2 内容 文化や流行、教育などにとらわれず、表現したいという心のままにつくられた「アールブリュット」の作品展です。

※作品数：作家34人、作品800点程度

3 アーティストリンク作品展の開催

10月16日(木)から11月3日(月・祝)まで、あいサポート・アートとっとりフェスタ「アーティストリンク作品展」を開催します。

1 会期 平成26年10月16日(木)～11月3日(月・祝) 9:00～17:00

2 場所 とりぎん文化会館 展示室

3 内容 障がい者とアーティストが相対し、お互いの感性や創造性を大切にしながら共同作品を制作し、そのプロセスと成果を発表する展覧会です。

4 作家

分野	障がい者	アーティスト
陶芸	石田将梧	岡野元房
書	小田里志	矢部恵将
モザイクアート	村岡信寿	入江達也
段ボールアート	豊島江理奈	玉井 詞
ダンス	足羽里穂	松本亜弥

4 国際障がい者アート展の開催

10月25日(土)から11月3日(月・祝)まで、あいサポート・アートとっとりフェスタ「国際障がい者アート展」を開催します。

1 会期 平成26年10月25日(土)～11月3日(月・祝) 9:00～17:00

2 場所 鳥取県立博物館

3 内容 「障がい者アート」の魅力を鳥取から全国、世界へ発信していくため、国内外を問わず、障がいのある方が制作したアート作品を広く募集し、応募のあった約700点を一堂に展示する作品展です。

ペアレンタルコントロール啓発用リーフレットの作成について

平成26年10月9日
青少年・家庭課

鳥取県青少年健全育成条例の改正により、保護者に、青少年の能力や年齢等に
応じたペアレンタルコントロール（保護者による青少年のインターネットの利用
を管理するための措置）を行うようにする努力義務と、インターネットに接続で
きる機能を有する機器を販売する事業者に対して、説明と書面の交付義務が追加
され、10月1日に施行されたところです。

このたび、その内容の周知及び推進を図るため、啓発用リーフレットを別添の
とおり作成し、関係機関へ配布しましたので報告します。

1 リーフレットの概要

- インターネットが接続できる機器を販売する事業者が、購入者へ説明及び配
布する資料として、また、一般県民への啓発を目的としたリーフレットとし
て作成
- カラー A3両面2つ折
 - ・ペアレンタルコントロールの説明と必要性
 - ・インターネット接続機器を持たせる上で必要な対策（フィルタリング等）
 - ・インターネットに潜む危険性
- 作成部数 81,000部

2 配布先

(1) 配布先

- 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の全生徒
- インターネット接続可能機器販売事業者（家電量販店、ゲーム機販売店等）、
携帯電話販売事業者（取扱店）
- 青少年健全育成団体、市町村 等

(2) その他

青少年・家庭課のホームページでも情報を公開しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/240262.htm>

3 これまでの普及啓発状況

- ・県政だより、教育だより「夢広場」への掲載
- ・民放3局での15秒テレビCM（各18回）
- ・動画チャンネルでの広報
- ・各地区大型店舗での広報活動（チラシや広報グッズの配布、フィルタリングの実践）
- ・講演会や研修会での出前報告 ほか

鳥取県地域医療対策協議会がん診療連携拠点病院推薦検討部会の開催概要について

平成26年10月9日
健康政策課

平成26年9月13日に鳥取県地域医療対策協議会がん診療連携拠点病院推薦検討部会（部会長：明徳政裕（鳥取県医師会常任理事））を開催し、平成27年4月以降の本県のがん診療連携拠点病院の選定について検討しましたので、報告します。

1 推薦病院

5つの病院のいずれも推薦に当たっての必須要件を満たしており、引き続き、がん診療連携拠点病院として国へ推薦する方向性が確認された。

区 分		現在の指定病院	指定期限	➔	推 薦 病 院
都道府県がん診療連携拠点病院		鳥取大学医学部附属病院	H27.3.31		
地域がん診療 連携拠点病院	東部医療圏	県立中央病院 鳥取市立病院	〃 〃		県立中央病院 鳥取市立病院
	中部医療圏	県立厚生病院	〃		県立厚生病院
	西部医療圏	米子医療センター	〃		米子医療センター

2 推薦に当たっての附帯意見

5つの病院のいずれも推薦に当たっての必須要件を満たしているが、国への推薦に当たり、本県のがん診療の質の向上と医療機関の連携を一層推進するため、次のとおり附帯意見が付けられた。

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院

鳥取大学医学部 附属病院	緩和ケアセンターや相談支援センターの体制を早急に整備するとともに、県拠点病院としての役割を果たすよう努めること。
-----------------	--

(2) 地域がん診療連携拠点病院

県立中央病院	東部医療圏におけるがん医療の水準を高めるため、がん拠点病院相互の連携をさらに強化するよう努めること。
鳥取市立病院	〃
県立厚生病院	中部医療圏のがん拠点病院として、地域の医療機関との連携強化に努めること。

3 今後のスケジュール（予定）

平成26年10月末 厚生労働大臣あてに推薦書の提出
平成27年2月頃 厚生労働省のヒアリング及びプレゼンテーション
3月頃 厚生労働大臣による指定

(参考) がん診療連携拠点病院とは

住民が日常の生活圏の中で質の高いがん医療を受けることができる体制を確保するため、一定の基準を満たす病院について都道府県知事からの推薦を受けて、厚生労働大臣が指定するもの。

二次医療圏ごとに原則として1箇所指定する「地域がん診療連携拠点病院」と、都道府県において中心的ながん診療機能を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」等がある。



今すぐ始めよう!! ペアレンタルコントロール

～インターネットを安全に利用するために～



鳥取県青少年健全育成条例が改正されました。

主な改正内容

- ◆保護者の方々へ、インターネットの利用について、青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール等の措置を行うよう努力義務を追加しました。
- ◆販売事業者の方々へ、インターネットが利用出来る機器を販売する際にはペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付の義務を追加しました。

平成 26 年 10 月 1 日から施行されました

鳥取県

保護者は、ペアレンタルコントロール等で青少年のインターネット利用の管理を適切に行いましょう！！

最近のゲーム機や音楽プレーヤーは、Wi-Fi 通信を使ってインターネットに接続することが可能な製品が多くなっています。

青少年が安全に安心してインターネットを利用するためには、保護者自らがインターネットに関する知識や技術等の習得に努めることが大切です。青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力に応じ、ペアレンタルコントロールを適切に行いましょう。



ペアレンタルコントロール

(青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置)

- ①インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、インターネットの利用状況を把握すること。
- ②保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- ③青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること。
- ④そのほか、青少年のインターネットの利用を制御することができる措置。



子どもが安心して安全にインターネットを使うため、
家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう！

★子どもたちがこんな使い方をしていませんか？

- ◆保護者の目の届かない場所（コンビニや公共施設など）での無線 LAN 回線の利用
- ◆歩きスマホやながら操作（大怪我をしたり怪我をおわせたりする事故に繋がります。）
- ◆保護者のスマートフォンを使って、保護者のクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入。（少額でないアイテムもあり高額請求される場合があります。）



ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォン、携帯電話を持たせる前には「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策が必要です！！

① 電話回線のフィルタリング（スマートフォン、携帯電話など）

電話回線（3G、4G、LTE）からのインターネット接続に対するフィルタリングが購入時に設定されているか確認してください。

※フィルタリング…違法・有害情報（犯罪、アダルト、薬物販売などのサイト）の閲覧を防ぐサービス

※フィルタリングの設定や安易な解除の禁止が、法律や条例で定められています。



② Wi-Fi 回線のフィルタリング（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、無線 LAN 回線（Wi-Fi など）からインターネットに接続することができます。その場合は①のフィルタリングが適用されない場合があります。必ず無線 LAN 回線（Wi-Fi など）に有効なフィルタリングが必要です。

※機種ごとの設定方法は、このチラシの裏面にある QR コードでご確認ください。（専用の有料ソフトもあります。）

③ アプリケーションへの対策（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、様々なアプリケーション（アプリ）をダウンロードすることができます。有害なアプリや青少年にふさわしくないアプリのダウンロードを防いだり、起動制限するアプリ用の対策が必要です。

④ ウイルス対策ソフト（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、パソコン同様コンピューターウイルスに感染する危険性があります。最新のウイルス対策ソフトの導入が必要です。

「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに
行かないようにする
「フィルタリング」



NG



守ります

- ・個人情報を盗むなりすましサイト
- ・架空請求などを目的とするサイト
- ・犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ウイルスファイルをまき散らすサイト

- ・健全な運営状態にあるサイト
- ・許可リストにあるサイト
- ・その他、安心な一般サイト



OK



許可



安全・安心



守ります



NG

- 危険なものの侵入を防ぐ
「ウイルス対策」
- ・ウイルスなどの不正プログラム（不正アプリを含む）
 - ・ウイルスなどが仕込まれたメール
 - ・アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- ・一般的なメールやメルマガ
- ・友人や知人からのメッセージ
- ・信頼できるアプリ など



OK



許可

ゲーム機や音楽プレーヤーは、通話機能がないスマートフォン。子どもたちは保護者が知らないうちに、インターネットの世界へ入り込んでいます。

★ゲーム機にはペアレンタルコントロール機能があり、次の内容について使用制限を設定することができます。

- ゲームソフトの使用制限（年齢制限…レーティング）
- インターネットの閲覧制限
- クレジットカードの利用制限
- コミュニケーション制限（見知らぬ人との出会いを防ぐ）等が可能

インターネットに潜む危険性を知っておきましょう！

青少年にとって、携帯電話やスマートフォンは、インターネットを利用する上で便利なものです。加えて最近では、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続が可能となっています。インターネットは、大変便利なものですが利用の仕方によっては、次のような危険性があります。

個人情報の流出

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やブログなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。

写真など一度インターネットに流れた情報は拡散し取りもどすことは不可能です。

ケータイ・スマホ依存

ひどい場合には昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けないこともあります。

このような状態は「ケータイ・スマホ依存症」や「ケータイ・スマホ中毒」です。

ケータイ・スマホに振り回されてしまっは、自分の大切な時間もったいないよ。

なりすましによる被害

インターネットでのやり取りは顔が見えません。性的な目的で、子どもや同年代の女子（男子）になりまして近づく大人がいます。

ゲーム機からでも犯罪被害に遭うおそれがあります。



◎この条例に関するお問い合わせは…

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局
青少年・家庭課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7076

ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール seishounen-katei@pref.tottori.jp

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>



私は16歳の高校生です…

ワンクリック詐欺

有害サイトから架空請求や詐欺に巻き込まれることがあります。

相手にメールや電話で連絡をとることは危険です。支払う必要はないので無視しましょう。

中傷・悪口

SNS やブログへの何気ない書き込みが人を傷つけたり、乱闘などの事件につながる可能性があります。

誰が書いたか分からないだろう…×
実は書いた人は特定できるんです。

動画・画像の投稿

面白半分や何気ない動画・画像の投稿が、色々な人に迷惑をかけたり、騒動に発展することがあります。

どんな影響があるか投稿する前に考えましょう。

メールでのトラブル

メールは短い文章が多いため、誤解を生じやすく、友達関係がこわれたり、いじめに発展するケースもあります。

メールに頼らず、直接会って話をしましょう！

※この条例で青少年とは18歳未満の人（婚姻者は除く）のことで。

高校生手話パフォーマーの頂点がココで決まる!!

歌唱

漫才

コント

ダンス

演劇

全国高校生 第1回

手話パフォーマンス甲子園

観覧者募集

申込締切
10月24日(金)

観覧をご希望の方は、裏面をご覧ください

2014年

11月23日 日・祝

入場無料

開催時間

10:30~16:30

会場 / 鳥取県立生涯学習センター
(県民ふれあい会館)

全国で初めて「手話言語条例」を制定した鳥取県に全国各地から高校生が集い、手話による表現力を競い合う、全国初の手話パフォーマンスの祭典です! 予選を勝ち抜いた高校生たちのパフォーマンスは必見!!



今井 絵理子さん

1996年SPEEDとしてデビュー。2008年には日本テレビの「24時間テレビ」に出演し、聴覚障害をもつ息子と前向きに生きる姿を公表。現在はソロアーティストとしても活躍中。



早瀬 憲太郎さん

ろう者として、学習塾「早瀬道場」を設立し、塾長としてろう児の国語指導等を行っている。映画「ゆずり葉」の脚本・監督。NHK「みんなの手話」に講師として出演中。

司会



The National Theater of the Deaf

45年以上に渡り、アメリカ国内や世界各国で公演を行うろう者と聞こえる人で構成される手話劇団。ディズニーチャンネルやセサミストリート、ホワイトハウス、ブロードウェイでもパフォーマンスを行っている。

ゲスト
パフォーマー

豪華ゲストが大会を盛り上げます!!

お問合せ

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局(鳥取県 福祉保健部 障がい福祉課内) TEL.0857-26-7682 FAX.0857-26-8136
<http://www.pref.tottori.lg.jp/koushien/> 手話パフォーマンス甲子園 検索

●主催/手話パフォーマンス甲子園実行委員会 ●共催/鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 ●特別協賛/日本財団 ●特別協力/一般財団法人全日本ろうあ連盟

●後援/内閣府、厚生労働省、文部科学省、一般社団法人日本手話通訳士協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、全国聾学校長会、朝日新聞厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国聴覚児を持つ親の会、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、エフエム山陰、FM鳥取、DARAZ FM

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

▲目の不自由な方のための音声コード

全国高校生^{第1回}手話パフォーマンス甲子園 観覧者募集要項

応募資格

どなたでも応募できます。ただし、小学生以下の方は、保護者の同伴が必要です。

入場料

無料です。ただし、入場整理券が必要です。

募集人数

200人(予定)

応募期間

平成26年10月1日(水)から10月24日(金)まで(締切日必着)

応募方法

往復はがきに次の①から⑤の事項を記載の上、応募してください。1枚の往復はがきで応募可能な人数は2名までとし、応募は1人1回に限らせていただきます。

- ①氏名及びふりがな ②生年月日 ③住所
④電話番号 ⑤希望する支援サービス

※主催者側が予定している支援サービスは、(ア) 車いす利用者用観覧スペースの確保、(イ) 受付での車いすの貸出、(ウ) ハートフル駐車場スペースの確保、(エ) 磁気ループの設置、(オ) 託児サービスです。希望する支援サービスをご記入ください。また、これら以外に希望する支援サービスがあればその旨ご記入ください。ただし、御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※要約筆記及び字幕表示については、イベントの性格上、ろう者と聞こえる人の両方に向けて提供するため、これらの情報保障席は特に設けません。ステージでの音声による発言や音楽の歌詞は、字幕表示または要約筆記(あるいは手話通訳)し、手話による発言やパフォーマンスは、字幕表示または音声通訳する予定です。

抽選結果の通知

応募期間終了後に抽選を行い、観覧者を決定します。抽選結果は11月上旬までに返信用はがき(入場整理券兼用)でお知らせします。

募集及び観覧に係る注意事項

- (1) 抽選結果の問い合わせはお受けできません。
- (2) 観覧の権利の転売、譲渡はできません。
- (3) ご来場の際はできるだけ公共交通機関の利用をお願いします。会場の駐車場はハートフル駐車場及び関係者用としての利用を優先しますので、車で来場する場合は周辺の有料駐車場に駐車をお願いします。なお、新日本海新聞社本社ビル駐車場(鳥取市富安2丁目137)を利用された方には受付で割引券をお渡します。
- (4) ご応募いただいた方の個人情報は手話パフォーマンス甲子園実行委員会で管理し、本応募に係る連絡及び通知以外には使用いたしません。

会場以外での観覧方法

(1) インターネットによるライブ配信

より多くの方に大会を御覧いただけるよう、大会当日、ステージの様子をインターネットでライブ配信する予定です。視聴方法等の詳細が決定期間、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページに掲載します。なお、音楽を使った発表作品については、著作権の関係により音声を配信できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(2) サテライト会場でのスクリーン上映

大会会場の県民ふれあい会館5階にサテライト会場(120席)を開設し、ステージの様子をスクリーン上映する予定です。サテライト会場は事前申込み不要、出入り自由です。

応募先及びお問い合わせ先

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局 観覧者募集係
〒680-8570鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
(鳥取県庁障がい福祉課内)
TEL 0857-26-7682 FAX0857-26-8136
E-mail: s-koushien@pref.tottori.jp



往復はがき記入方法

往信面

郵便往復はがき	(返信はがき)の裏面
52 往信	680-8570
手話パフォーマンス甲子園 観覧者募集係	(※住所記入不要) 鳥取県庁障がい福祉課内
〇〇〇〇〇〇	返信はがきの裏面は 空白のまま何も記入しないで ください

返信面

郵便往復はがき	(往信はがき)の裏面
52 返信	記入例
〇〇〇〇〇〇	ふりがな しゅわ たろう ①氏名:手話太郎 ②生年月日:昭和49年1月1日(40歳) ③住所:鳥取市東町1丁目220番地 ④電話番号:0857-26-7682 ⑤利用希望サービス:なし
〇〇〇〇〇〇	ふりがな しゅわ はなこ ①氏名:手話花子 ②生年月日:昭和54年1月1日(35歳) ③住所:鳥取市東町1丁目220番地 ④電話番号:0857-26-7682 ⑤利用希望サービス:あり ・車いす利用者用観覧スペース ・ハートフル駐車場利用